主 文 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

抗告代理人は、原決定を取消す、との裁判を求め、その理由は別紙記載の通りである。

よって按ずるに記録によれば、抗告人は、その申請にかかる旭川地方裁判所昭和二十九年(ヨ)第五四号処分禁止の仮処分申請事件について同年四月一日同裁判らより、本件電気器具等の動産に対する被申請人Aの占有を解き、申請人の委任決定を得て同日執行吏民との執行を委任したところ、同執行吏におの仮処分決定の執行をなし、訴外西倉合資会社倉庫内にある右動産の占有をなしたが、本件動のは電気器具等の数百点の商品であつてそのままこれを同倉庫内に於いて保管の方法としてこれを同会社に対して保管せして保管でと、而して保管の方法としてこれを同会社に対して保管せてして保管の方法としてに対して保管が抗告人は対して同執行吏は右動産の保管料として同会社に対しるに対して保管が抗告人に対しての費用の予納を命じたが抗告人は全に対しないので、やむなく同裁判所において民事訴訟法第七百五十四条第二の規定を準用して同年十一月二十四日本件仮処分の執行を取消す旨の原決定をなしたのであることが明らかである。

而して同条同項の規定は仮処分の執行についてもこれを準用すべく此の場合には 仮処分裁判所が執行裁判所としてその取消を命ずべきものと解せられるところ、本 件仮処分の執行について前記の様な事情がある以上同条同項の規定による執行取消 の要件を具備しているものと認められる。

〈要旨〉抗告人は一、動産に対する仮処分の執行は執行吏の権限に属するからその取消は執行吏がこれをなすべきで〈/要旨〉あると主張するが仮処分の執行を続行を制力の費用を要し且つそのため必要な金額を債権者が予納しないときも、であるとま張するが仮処分の執行を持て、前記の通り執行裁判所が共の取消の裁判をなすべきこと民事訴訟法第七百五十四条の規定上明白であって、殊に、仮処分命令の執行にてもの内では原則的な執行機関ではなく、ただその命のあるにもが動産であっても、執行吏の保管に委ねる仮処分の執行にかであるに、執行吏が民事訴訟法第七百三十条によりその占有を取得すれば、仮処分の対行は継続保管が、執行吏の執行機関としての保管に委ねる仮処分の執行にれをするが、執行吏の執行機関としてのと前記のように保管人が目的物を保管ものと言わなければならない。而して前記のように保管人が目的物を要する場合ものと言わなければなら場所につき特別の費用を要する場合もにのと言わなければなら場所につき特別の費用を要する場合ものと言わなければなら場所につき特別の費用を要する場合して別に違法はない。

次に抗告人の抗告理由二、の主張は、本件仮処分の執行につき特別の費用を要し 抗告人においてそのため必要な金額を予納しなかつたこと以上説示の通りである以 上やはり理由なきこと明かである。

されば本件仮処分裁判所が執行裁判所としてなした原決定は相当であるから同法 第四百十四条第三百八十四条第九十五条第八十九条により主文の通り決定する。

(裁判長裁判官 原和雄 裁判官 臼居直道 裁判官 松永信和)